



文化会館、公民館及びコミュニティセンターの指定管理者の指定を賛成多数で可決

12月定例会

12月定例会が、11月27日から12月16日までの20日間の会期で開かれました。この定例会では、平成26年度一般会計及び国民健康保険事業特別会計の補正予算、地域包括支援センターの包括支援事業の実施に関する基準を定める条例、下水道条例などの一部改正、指定管理者の指定、工事請負契約の締結、市道路線の認定2件など、市長から提出された20議案を審議し、それぞれ可決、承認しました。議員提出議案では、意見書2件を可決、3件を否決しました(審議結果は8ページに掲載)。また、陳情は4件を趣旨了承、5件を趣旨不了承と決しました。

補正予算

一般会計(第3号・第4号)、国民健康保険事業特別会計(第1号)の2会計総額で1億5151万6000円増額するものです。一般会計では、国民健康保険事業特別会計への繰出金のほか、文化センター等指定管理運営経費など

の債務負担行為を設定したものです。また、最終日に提出された一般会計(第4号)は議員報酬経費及び職員給与費の増で、3議案をそれぞれ可決しました。

条例

- 綾瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例
- 綾瀬市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例と、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するものです。
- 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
- 綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例

し尿処理手数料及び下水道使用料について、生活保護受給者等を減免の規定から除外が必要があるため、所要の改正をするものです。

以上、4議案を全会一致で可決しました。

指定管理者の指定

文化会館、公民館及びコミュニティセンターの指定管理者として、株式会社オーエンスを指定するもので賛成多数で可決しました。

市道路線の認定

開発行為により帰属された道路の認定2件を全会一致で可決しました。

議員提出議案

○肝硬変・肝がんを含むウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

肝硬変・肝がんを含むウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充並びに肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準の緩和を求めるものです。

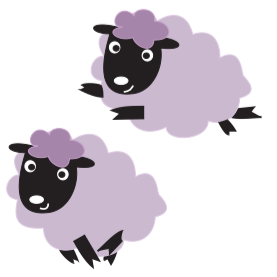
○建設業従事者に起因するアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

建設業従事者に起因するアスベスト被害者とその遺族の救済、さらにアスベスト被害の根絶に向けた抜本的な対策強化と早期解決を求めるもので

報告

○専決処分の報告について(綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び綾瀬市ひとり親家庭等児童就学援助金条例の一部を改正する条例)

○綾瀬市教育委員会の点検・評価結果について



1月11日、「消防出初式」が開催され、消防職員により古式消防が披露されました(文化会館駐車場にて)